

第3回 羽村市使用料等審議会 次第

日 時 令和5年6月9日（金）
午後2時00分～
場 所 市役所西庁舎棟3階 庁議室

1 審議事項

(1) 下水道使用料の適正化について

(2) 手数料の適正化について

- ・下水道工事店指定事務手数料【資料1-1、資料1-2】
- ・放置自転車等撤去手数料【資料2-1、資料2-2】
- ・都市計画証明手数料【資料3】
- ・畜犬登録等手数料【資料4】

2 その他

(1) 次回の審議会について

(2) その他

コスト計算表

手数料名称: 下水道工事店指定事務手数料

(単位:円)

区 分		指定工事店(新規)	指定工事店(更新)	責任技術者(新規)	責任技術者(更新)
人件費	職員人件費	65,100	237,150	2,573	2,573
	報酬				
	小 計	65,100	237,150	2,573	2,573
物件費	賃金				
	旅費				
	需用費	25	16	9	12
	役務費		4,284		
	委託料				
	使用料・賃借料				
	原材料費				
	備品購入費				
	その他				
	小 計	25	4,300	9	12
維持補修費	施設修繕料				
	工事請負費				
	その他				
	小 計	0	0	0	0
補助費等	役務費				
	負担金・補助交付金				
	その他				
	小 計	0	0	0	0
年 間 コ ス ト		65,125	241,450	2,582	2,585

年間利用件数	7	51	1	1
1件あたりコスト	9,303	4,734	2,582	2,585

第3回資料1-1

区 分	1件あたり	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
指定工事店(新規)	9,303	10,000	107.5%	-697	-7.5%
指定工事店(更新) ※	4,734	5,000	105.6%	-266	-5.6%
責任技術者(新規) ※	2,582	3,000	116.2%	-418	-16.2%
責任技術者(更新) ※	2,585	2,000	77.4%	585	22.6%

備考

※「責任技術者(新規)」及び「責任技術者(更新)」事務について、令和4年度は実績がなかったため、1件処理する際に要する時間と経費を想定してコストを算出した。

○ 令和2～4年度の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
指定工事店(新規)	7	5	9	7
指定工事店(更新)	0	0	153	51
責任技術者(新規)	0	0	0	0
責任技術者(更新)	0	0	0	0

○ 令和2～4年度の手数料収入 : 令和2年度 70,000円
 令和3年度 50,000円
 令和4年度 855,000円

第3回資料1-2

26市 指定工事店・責任技術者登録手数料

令和5年4月1日現在

	手数料				備考
	指定工事店		責任技術者		
	新規	更新	新規	更新	
東京都下水道局	10,300	5,100	3,100	2,500	参考
26市					
1 八王子市	10,000	5,000	3,000	3,000	
2 立川市	10,000	5,000	3,000	2,000	
3 武蔵野市	10,000	5,000	3,000	2,000	
4 三鷹市	10,000	5,000	3,000	2,000	
5 青梅市	10,000	5,000	3,000	2,000	
6 府中市	10,000	5,000	3,000	2,000	
7 昭島市	10,000	5,000	3,000	2,000	
8 調布市	10,000	5,000	3,000	2,000	
9 町田市	10,000	5,000	3,000	3,000	
10 小金井市	10,000	5,000	3,000	2,000	
11 小平市	10,000	5,000	3,000	3,000	
12 日野市	10,000	5,000	3,000	3,000	
13 東村山市	10,000	5,000	-	-	市単独登録の受付を行っていない
14 国分寺市	10,000	5,000	3,000	3,000	
15 国立市	10,000	5,000	3,000	3,000	
16 福生市	10,000	5,000	3,000	2,000	
17 狛江市	10,000	5,000	3,000	2,000	
18 東大和市	10,000	5,000	3,000	3,000	
19 清瀬市	10,000	5,000	3,000	3,000	
20 東久留米市	10,000	5,000	3,000	3,000	
21 武蔵村山市	10,000	5,000	3,000	2,000	
22 多摩市	10,000	5,000	3,000	3,000	
23 稲城市	10,000	5,000	3,000	3,000	
24 羽村市	10,000	5,000	3,000	2,000	
25 あきる野市	10,000	5,000	3,000	2,000	
26 西東京市	10,000	5,000	3,000	3,000	

<集計表>

	指定工事店		責任技術者	
	新規	更新	新規	更新
2,000円	0	0	0	13
3,000円	0	0	25	12
5,000円	0	26	0	0
10,000円	26	0	0	0

※東京都下水道局は集計には含まない

コスト計算表

手数料名称: 放置自転車等撤去手数料

(単位:円)

区 分		総額	自転車	原動機付自転車
人件費	職員人件費	93,000	89,900	3,100
	報酬			
	小 計	93,000	89,900	3,100
物件費	賃金			
	旅費	0	0	0
	需用費	194,325	193,976	349
	役務費	98,502	98,326	176
	委託料	7,100,385	7,087,615	12,770
	使用料・賃借料	5,419	5,409	10
	原材料費	0	0	0
	備品購入費	0	0	0
	その他	0	0	0
	小 計	7,398,631	7,385,326	13,305
維持補修費	施設修繕料	0	0	0
	工事請負費			
	その他			
	小 計	0	0	0
補助費等	役務費	4,310	4,302	8
	負担金・補助交付金			
	その他			
	小 計	4,310	4,302	8
年 間 コ ス ト		7,495,941	7,479,528	16,413

年間利用件数	556	555	1
1件あたりコスト	13,481	13,476	16,413

第3回資料2-1

区分	1件あたり	利用者負担分(手数料)		市負担分	
		金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
自転車	13,476	2,040	15.1%	11,436	84.9%
原動機付自転車	16,413	3,060	18.6%	13,353	81.4%

備考

○自転車等放置禁止区域内等に放置されている自転車等を撤去した費用として、当該自転車等の利用者等から徴収するもの。

○自転車等の撤去業務は、シルバー人材センターに委託している。

○撤去の状況(直近5年)

	自転車	原付	収入
平成30年度	929台	1台	634,000円
令和元年度	919台	2台	578,000円
令和2年度	647台		363,320円
令和3年度	552台	2台	316,200円
令和4年度	555台		340,680円

第3回資料2-2

26市の放置自転車等撤去料の状況(令和5年3月末現在)

単位:円

No.	区市町村名	種別	撤去料				備考
			令和4年度		平成30年度		
			自転車	原付	自転車	原付	
1	青梅市	撤去料	1,000	2,000	1,000	2,000	
2	福生市	撤去保管料	1,000	2,000	1,000	2,000	
3	東村山市	撤去料	1,100	2,200	1,100	2,200	
4	国分寺市	撤去料	2,000	3,000	2,000	3,000	
5	東大和市	移送料・手数料	2,000	3,000	2,000	3,000	
6	多摩市	撤去料	2,000	3,000	2,000	3,000	
7	西東京市	撤去料	2,000	3,000	2,000	3,000	
8	立川市	撤去料	2,000	4,000	2,000	4,000	普通自動二輪車6,000円、大型自動二輪車8,000円
9	昭島市	撤去料	2,000	4,000	2,000	4,000	
10	小平市	撤去料	2,000	4,000	2,000	4,000	
11	清瀬市	移送料	2,000	4,000	2,000	4,000	
12	東久留米市	撤去料	2,000	4,000	2,000	4,000	
13	府中市	撤去料	2,000	-	2,000	-	保管料別途 最大1,000円(14日まで無料、15日以降1日50円)
14	国立市	撤去料	2,000	-	2,000	-	
15	羽村市	撤去料	2,040	3,060	2,000	3,000	
16	三鷹市	撤去料	2,500	4,000	2,500	4,000	
17	小金井市	撤去料	2,500	4,000	2,500	4,000	
18	調布市	移送料	2,500	5,000	2,500	5,000	
19	日野市	撤去手数料	3,000	4,500	3,000	4,500	
20	稲城市	撤去料	3,000	4,500	2,000	3,000	R2.4.1改定
21	八王子市	撤去料	3,000	5,000	3,000	5,000	
22	武蔵野市	撤去・保管料	3,000	5,000	3,000	5,000	
23	町田市	撤去料	3,000	5,000	2,000	4,000	
24	狛江市	撤去保管料	3,000	5,000	3,000	5,000	
25	武蔵村山市	-	-	-	-	-	
26	あきる野市	-	-	-	-	-	
26市平均			2,193	3,785	2,108	3,668	

コスト計算表

第3回資料3

手数料名称：都市計画証明手数料

(単位：円)

区 分		金 額
人件費	職員人件費	55,800
	報酬	
	小 計	55,800
物件費	賃金	
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	委託料	
	使用料・賃借料	
	原材料費	
	備品購入費	
	その他	
小 計	0	
維持補修費	施設修繕料	
	工事請負費	
	その他	
	小 計	0
補助費等	役務費	
	負担金・補助交付金	
	その他	
	小 計	0
年 間 コ ス ト		55,800

年 間 利 用 件 数	36
1 件 あ た り コ ス ト	1,550

区分	1件あたり	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
証明手数料	1,550	200	12.9%	1,350	87.1%

備考

- 都市計画証明について
都市計画証明は、用途地域や都市計画道路等の都市計画の内容を証明するものです。土地の売買や建築確認のために必要となることがあります。
- 令和4年度の発行件数
36件
- 令和4年度の手数料収入
7,200円
- 26市中、特定行政庁10市を除く16市のうち11市において都市計画証明手数料が300円。

コスト計算表

第3回資料4

手数料名称: 畜犬登録等手数料

(単位:円)

区 分		金 額
人件費	職員人件費	1,100,500
	報酬	0
	小 計	1,100,500
物件費	賃金	0
	旅費	440
	需用費	129,145
	役務費	169,389
	委託料	98,120
	使用料・賃借料	563,420
	原材料費	0
	備品購入費	0
	その他	0
	小 計	960,514
維持補修費	施設修繕料	0
	工事請負費	0
	その他	0
	小 計	0
補助費等	役務費	0
	負担金・補助交付金	0
	その他	0
	小 計	0
年 間 コ ス ト		2,061,014

年 間 処 理 時 間	355時間
1 時 間 あ た り コ ス ト	5,805

区分	1時間あたり	処理時間	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト			金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C=A×B	D	E=D/C(%)	F=C-D	G=F/C(%)
犬の登録事務	5,805	22分	2,129	3,000	140.9%	-871	-40.9%
犬の鑑札再交付	5,805	13分	1,258	1,600	127.2%	-342	-27.2%
狂犬病予防注射 済票交付	5,805	5分	484	550	113.6%	-66	-13.6%
狂犬病予防注射 済票再交付	5,805	3分	290	340	117.2%	-50	-17.2%

令和3年度実績	件数	1件あたり処 理時間(分)	年間処理時間	
犬の登録事務	526	※1 22	※2 188.0	※1内訳に記載した5つの事務の1件あたり処理時間の平均値
(内訳) 犬の登録事務	162	20	54.0	※2内訳に記載した5つの事務の年間処理時間の合計値
犬の登録転入事務	76	30	38.0	
犬の登録変更事務	24	20	8.0	
犬の登録消除事務	223	20	74.3	
犬の転出事務	41	20	13.7	
犬の鑑札再交付事務	12	13	2.6	
狂犬病予防注射済票交付	1,973	5	164.4	
” 再交付	4	3	0.2	
合計	2,515		355	

備考

畜犬登録等事務については、平成12年度の地方分権に伴い、東京都から事務移管が行われた。
 手数料については、当時の東京都の手数を継続し都内全ての自治体で同一の金額となっている。
 今後改正する場合は、近隣市町村(西多摩保健所管内)と統一を図るよう申し合わせがされている。
 令和3年度の手数料収入 1,623,710円